

いいの事務所 ニュース

Be Ambitious Social Insurance Labor Consultant
Corporation

2018/12/10

VOL.87

● 働き方改革が始まっています！

これまでご案内の通り「働き方改革関連法案」の施行が、来年4月から順次スタートします。

中小企業においては、最大の課題である『時間外労働の上限規制』は、2020年4月1日からとなっていることから、少しのんびりと構えているところもあるうかと思いますが、『年次有給休暇の年5日の時期指定義務』は、企業規模に関わらず、来年4月からとなっています。

同様に、『労働時間の把握の実効性確保』ということで、健康管理の観点から、**裁量労働制が適用される者や管理監督者も含めて**、全ての労働時間の状況が、タイムカードやICカード、PCのログなどによる客観的な方法による管理

が法律上義務付けられることになります。

この場合、自己申告制での運用は例外的に認められてはいますが、**適切な労働時間の把握義務は会社にあることは言うまでもありません。**

これに伴い、「1か月当たり80時間超」の時間外・休日労働を行った労働者に対し、「労働時間の状況に関する情報」を算定後、おおむね2週間以内に通知することが義務付けられます。

その他働き方改革法案のスケジュールは以下の通りとなっています。

当事務所では、御社の現状を把握した上で、課題点・改善策をご提案するサービスを行っております。ぜひご相談下さい。

	大企業	中小企業
年次有給休暇の時期指定義務		
労働時間の把握の実効性確保		
フレックスタイム制の拡充		
勤務間インターバルの努力義務		
高度プロフェッショナル制度新設		
時間外労働の上限規制	2019年4月施行	2020年4月施行
正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の禁止	2020年4月施行	2020年4月施行（一部）
月60時間超の時間外労働の割増賃金率引き上げ	適用済	2023年4月施行

なお、年次有給休暇の時期指定権については、年間10日以上年休が付与される労働者が対象となりますので、パートタイマーであっても、所定労働日数が「週3日」で「勤続年数5.5年以上」及び「週4日」で「勤続年数3.5年以上」の方は対象となります。その場合の賃金は、原

則、「その日、勤務していたら支払われた賃金」か「平均賃金」のいずれかを選択することになります。パートタイマーに対する年休付与については、整理が必要となるでしょう。

なお、基準日、付与日、指定日等を記載した年休管理簿の保存も義務付けられます。

● Be Ambitious 社会保険労務士法人からのお知らせ

本年も、1年間お世話になりました。働き方改革の推進等、労務管理を取り巻く環境においては緊喫の課題が山積みとなっています。

来年も当事務所をご活用いただけますようよろしくお願ひいたします。

①当事務所、年末年始休暇のお知らせ

2018年12月29日（土）から2019年1月6日（日）

年初の営業は、1月7日（月）9:30からとなります。よろしくお願い致します。

②「職場を守る知恵袋！社労士」毎週木曜日17:05から17:15

TBSラジオ「荒川強啓 ディキャッチ」内で放送中です。

当所、代表の飯野正明も出演します。ぜひ、お聞き下さい。

【出演日】

12月 6日 辞めさせてくれない！？ ブラックバイトの話

12月 27日 社労士は職場の知恵袋！ の2回です。

③ 働き方改革の等の情報を当社代表が寄稿しています！ぜひご覧ください！

勤怠管理システム『レコル』ブログ

<https://www.recoru.in/blog>

大塚商会 『専門家がアドバイス なるほど！経理・給与』

<https://mypage.otsuka-shokai.co.jp/contents/business-oyakudachi/expert-keiri-kyuyo/>

日本政策金融公庫経営Q&A 『働き方改革のポイントと助成金の活用』

<https://www.jfc.go.jp/n/finance/keiei/workstyle.html>

④ 現在のオーチューリ小網町ビルの1階に新たなスペースを設けます！

今の6階の事務所はそのままに、10名ほどのセミナーなども開催できるようなカフェスタイルのスペースを設けます。

来年1月からオープンの予定です。今まで以上に気軽に立ち寄り頂けるスペースとなっております。お近くにお越しの際は、是非お立ち寄りください。

なお、オープン後のご来所は1階にてご対応させて頂きます。

皆さまのご来所をお待ちしております。